

## 罹災証明書発行までの流れ

持参または郵送にて市役所危機管理室災害対策課まで申請してください。



市職員が罹災物件等の被害認定調査（現地調査）を行い、被害の規模の判定を行います。



調査が完了しましたら、お電話にてお知らせします。



市役所別館 3 階災害対策課にてお受取ください。

\*なお、お仕事・遠方等の理由により来庁が難しい場合は、郵送も可能ですので、災害対策課までご連絡ください。

### 【注意事項】

- ・調査対象罹災物件の調査日がいつになるかは、ご案内できません。
- ・調査の際は、原則、事前のご連絡はしません。ただし、添付された写真等により罹災者の立会が必要と判断したときは、事前にご連絡の上、調査に伺います。
- ・調査は、罹災物件等の外観等で実施しますので、ご不在であっても調査は実施します。
- ・罹災証明書の交付を受けた後、証明された被害の程度について、納得できない場合は、再調査が可能です。ただし、再調査の結果が必ずしもご希望に沿うものとは限りません。